

虐待防止措置の指針



令和6年4月1日

虐待防止措置のための指針

第1条(虐待の防止に関する基本的考え方)

- 1 ゆいナースステーションでは、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定するものである。
- 2 ゆいナースステーションは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」を遵守し、全ての従業者は法令および本指針を遵守して業務にあたることとする。
- 3 高齢者とは、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」で規定される65歳以上の者を指すところであるが、社会通念上虐待が年齢を問わない人権侵害行為であることは明白であるため、本指針では高齢者と指す部分について年齢を問うことなく扱うものとし、その呼称を「利用者」とする。

第2条(虐待の定義)

虐待とは、以下に挙げる行為・状況を指すものとする。

身体的虐待	暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える、又はそのおそれのある行為を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	意図的、結果的を問わず、行うべきサービスの提供を放棄、又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
心理的虐待	脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
性的虐待	利用者に猥褻な行為をすること。又は利用者に猥褻な行為をさせること。
経済的虐待	利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条(虐待防止検討委員会の設置と委員長及び委員の配置)

- 1 ゆいナースステーションでは、虐待及び虐待と疑われる事案(以下、「虐待等」という)の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
- 2 虐待防止検討委員会の委員長、又は委員が退職や休職等やむをえない事情でその職を離れるときは、新たに選任された者が委員長、又は委員として就任するものとする。

委員会の設置目的	虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。
委員会委員長	委員会の委員長は、ゆいナースステーションの管理者が務める。
委員会委員	委員会の委員は、ゆいナースステーション従業者のうち、事務長および委員長から選任された者1名が自身の判断で了承した場合に務める。

第4条(虐待防止検討委員会の開催)

- 1 委員会は、委員長の招集により年2回以上開催するものとする。
- 2 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催するものとする。

第5条(虐待防止検討委員会の審議事項)

虐待防止検討委員会では、おもに下記に挙げる事項について

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び従業者への周知に関すること
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③従業者の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

第6条(虐待防止の担当者の選任・解任・再選任)

- 1 虐待防止の窓口担当者は、虐待防止検討委員会委員の事務長が務めるものとする。
- 2 担当者が虐待者として疑われる場合、ただちに事実確認等が行われ、ゆいナースステーションや関係各所の総合的な結論が出るまでの期間、その役目を一時的に解任する。
- 3 前項において解任された担当者への調査の結果、虐待行為が認められないという結論に至った場合、本人の了承を得た上で担当者として再任され、役務に復帰することを認める。

第7条(虐待防止のための従業者研修に関する基本方針)

従業者に対する権利擁護及び虐待防止の研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容として、次のとおりに実施する。

- ①定期的な研修の実施(年1回以上)
- ②新任従業者への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④研修の実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

第8条(虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針)

- 1 虐待等が発生した場合、自治体に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2 緊急性の高い事案は、自治体及び警察等の行政機関の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先にするものとする。

第9条(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

- 1 利用者とその家族、従業者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、第6条で定めた担当者が担うものとする。なお、虐待者が担当者自身であった場合、第6条の2を適用の上、虐待防止委員会委員長や他の委員が相談・対応に当たるものとする。
- 2 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係各所に報告し、速やか解決に努める。
- 3 利用者が居住する施設内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、施設関係者や居宅介護支援員、自治体等と連携し、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

第10条(ゆいナースステーション事業実施地域内の相談、通報窓口)

ゆいナースステーションの通常の事業実施地域における高齢者虐待に関する通報や相談は、下記窓口でも受付を行っている。

居住地の自治体	担当部署	電話番号
相模原市南区在住	南高齢・障害者相談課(高齢福祉班)	042-701-7704
相模原市中央区在住	中央高齢・障害者相談課(高齢福祉班)	042-769-8349
座間市在住	座間市役所 長寿支援課	046-252-7084

相模原市南区担当地区	地域包括支援センター名	電話番号
大野中地区	大野中地域包括支援センター	042-701-0511
大沼地区	大沼地域包括支援センター	042-705-5435
大野台地区	大野台地域包括支援センター	042-758-8278
大野南地区	大野南地域包括支援センター	042-767-3701
上鶴間地区	上鶴間地域包括支援センター	042-767-2731
麻溝地区	麻溝地域包括支援センター	042-777-6858
新磯地区	新磯地域包括支援センター	046-252-7646
新磯野2丁目1番～23番、相模台1丁目～5丁目、南台1丁目～6丁目、上鶴間4811	相模台第1地域包括支援センター	042-767-3888
桜台、双葉1丁目～2丁目、御園4丁目～5丁目、相模台6丁目～7丁目、相模台団地、新磯野15番(1号・2号・4号・5号)、新磯野16番～44番、新磯野145番～184番、新磯野279番～317番、新磯野318番(枝番なし)、新磯野319番、新磯野411番～454番、新磯野1940番～2361番、麻溝台2816番～3688番、麻溝台1丁目3番、麻溝台1丁目5番～12番、麻溝台2丁目～6丁目、麻溝台7丁目3番～12番、麻溝台7丁目15番～28番、麻溝台8丁目、北里2丁目	相模台第2地域包括支援センター	042-741-6665
相武台地区	相武台地域包括支援センター	046-206-5571
上鶴間1丁目46番、上鶴間4丁目～5丁目、上鶴間6丁目16番～31番、上鶴間6丁目2番～11番、上鶴間7丁目～8丁目、東林間1丁目～5丁目	東林第1地域包括支援センター	042-740-7708
南区相南1-7-17、東林間6丁目～8丁目、相南1丁目～	東林第2地域包括支援センター	042-705-8278

相模原市中央区担当地区	地域包括支援センター名	電話番号
小山地区	小山地域包括支援センター	042-771-3381
清新地区	清新地域包括支援センター	042-707-0822
横山地区	横山地域包括支援センター	042-751-6662
中央地区	中央地域包括支援センター	042-730-3886
星が丘地区	星が丘地域包括支援センター	042-758-7719
光が丘地区	光が丘地域包括支援センター	042-750-1067
淵野辺1～5丁目、上矢部1～5丁目、淵野辺本町1～5丁目、矢部新町、上矢部(番地)、矢部新田(番地)	大野北第1地域包括支援センター	042-704-9551
大野台3丁目1～12番、高根1丁目、由野台1～2丁目、鹿沼台1～2丁目、共和1～4丁目、東淵野辺1～5丁目	大野北第2地域包括支援センター	042-768-2195
田名地区	田名地域包括支援センター	042-764-6831
上溝地区	上溝地域包括支援センター	042-760-7055

座間市担当地区	地域包括支援センター名	電話番号
相模が丘地域	座間市相模が丘地域包括支援センター	046-266-5222
小松原、ひばりが丘、東原地域	座間市ひばりが丘地域包括支援センター	046-255-2555
さがみ野、栗原中央、南栗原、西栗原地域	座間市栗原地域包括支援センター	046-251-1167
相武台、広野台、栗原、緑ヶ丘(2丁目～6丁目)、明王地域	座間市相武台地域包括支援センター	046-258-2030
緑ヶ丘(1丁目)、立野台、入谷東地域	座間市立野台地域包括支援センター	046-266-2005
入谷西、四ツ谷、新田宿、座間地域	座間市新田宿地域包括支援センター	046-256-9007

第11条(成年後見制度の利用支援)

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口等と連携し、成年後見制度の利用を支援するものとする。

第12条(虐待等に係る苦情解決方法)

- 1 虐待等の苦情相談を受付した従業者は、速やかに虐待防止検討委員会の委員長を兼務する管理者に報告する。
- 2 管理者は、虐待防止検討委員会の委員に報告し、対応の協力を要請すると共に虐待防止検討委員会の開催を指示する。
- 3 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱に留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 4 対応の結果を記録すると共に相談者にも報告するものとする。

第13条(利用者等に対する指針の閲覧)

従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようゆいナースステーションのホームページにて公開し、又、印刷した文書として事業所内に備え付けるものとする。

第14条(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

(附則)この方針は、令和6年4月1日から施行する。